

# 性的指向および性自認等による差別の解消、ならびに差別を受けた者の支援のための法律（LGBT差別禁止法）に対する私たちの考え方の概要

困難を抱える LGBTの子どもたち等への一日も早い差別解消を

## ●差別を解消するための制度（全ての行政機関と事業者の法的義務）



○ 基本方針などの策定 ▶▶▶  
（当事者等の意見反映義務）

政府全体の基本方針の策定

国・地方向けの対応要領の策定および事業者向けの指針の策定

○ 行政による指導・監督 ▶▶

主務大臣による報告の徴収・助言・指導・勧告

○ 司法による救済 ▶▶▶▶▶▶

訴訟等の法的手続による権利侵害の救済

本法の適用範囲、子ども・教育、雇用、医療、公共サービス、民間事業、司法手続等の分野

## ●差別を解消するための支援措置

相談センター  
の設置

地域における  
連携体制の整備

啓発活動

情報収集等